

福祉制度をご存じですか？～子どものしあわせのために～

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876(①、④、⑤)
いきいき福祉課 障がい福祉担当 ☎991-1877(②、③)

①児童扶養手当

父母の離婚など何らかの理由で父又は母のいない子どもを育てている方や、父又は母に一定の障がいがあり、子どもを育てている方に支給される手当です。上記の支給対象に該当する方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限等があります。

手当の額(令和2年4月～)※5月支払い分～

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)※所得に応じて
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人	10,190円を加算	10,180円～5,100円
3人以上	1人につき6,110円を加算	6,100円～3,060円

②特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額(令和2年4月～)※8月支払い分～

障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	52,500円
2級(中度)	34,970円

③障害児福祉手当(特別障害者手当)

20歳未満で、常時介護を必要とする方に支給される手当です。

障がいを支給事由とする年金を受給している方、施設入所者は対象外です。(20歳以上で、常時介護を必要とする方には特別障害者手当が支給されます。継続して3か月を超えて病院などに入院している方、施設入所者は対象外です。)

手当の額(令和2年4月～)※8月支払い分～

手当の種類	月額(1人について)
特別障害者手当	27,350円
障害児福祉手当	14,880円

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当(特別障害者手当)を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。対象の方には、後日個別に通知します。

④ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童とその母(父)又は養育者です。一部負担金から次の自己負担額を控除した額が支給されます。

〈支給対象者が市町村民税課税者の場合〉

▶医療機関等ごと 1人につき
通院 1,000円/月

▶医療機関等ごと 1人につき
入院 1,200円/日

ただし、薬局分の医療費については、自己負担金は発生しません。

⑤母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

申請には、必要な書類
があります。これらの
福祉制度には所得制限
があり、助成できない
場合があります。

松伏小学校と松伏第二小学校の通学区域が一部変更になります

問合せ 教育総務課 学務担当 ☎991-1807

広報令和元年11月号等でもお知らせしましたとおり、松伏小学校と松伏第二小学校の通学区域の一部(大字松伏の一部、松葉1丁目1～4、ゆめみ野1丁目)が変更となります。この変更は、令和3年4月に入学(新小学1年生)及び転入学(町外からの転入・町内転居)する児童から適用となります。

＜Q&A＞

Q 現在在籍している子は、転校する必要がありますか？

A 必要ありません。

Q 兄弟がすでに在籍している学校に、弟妹も入学できますか？

A できます。指定校変更の手続きが必要になります。入学時に兄弟が在籍していることが条件となります。

